

# 下島自治会館使用規程

## 1. 目的

下島自治会館（以下、自治会館という）は、地域住民のコミュニティー活動の推進、福祉・文化の向上を図る拠点施設として使用することを目的とする。

## 2. 自治会館等の使用

### (1) 使用申込み

- ①使用責任者は自治会長に連絡をとって予約をする。
- ②玄関等の鍵は、使用直前に自治会長又は副会長・会計責任者より借り受ける。

### (2) 使用不承認

次に該当する場合は、自治会館等の使用を承認しないものとする。

- ①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる時。
- ②その他施設等の管理上、支障があると認められる時。

### (3) 使用上の注意

- ①危険物や不快感を与えるものは持ち込まない。
- ②夜間の使用は午後 9 時までとする。但し、事情により延長する場合でも午後 10 時を限度とする。使用終了後は玄関前等で立ち話などをせず、速やかに帰宅すること。
- ③点灯は、必要最小限にとどめる。
- ④自治会館内は禁煙とする。
- ⑤自治会館の施設・備品を故意に毀損、損失させた場合は、それ相当の賠償責任を負う。

### (4) 使用後の後始末

- ①使用した備品（テーブル・椅子・座布団等）は、元の場所に納める。
- ②使用者の出したゴミ類（ビン、缶等を含む）は必ず持ち帰り、自治会館内に残さない。
- ③使用後は掃除をする。
- ④火の元の確認・施錠・消灯は厳密に行う。
- ⑤使用責任者は後始末終了後、自治会館に備え付けの「下島自治会館使用報告書」の「確認事項」を点検確認し、「下島自治会館使用報告書」記載し、提出する。

### (5) 厨房・冷蔵庫の使用

- ①IH等 2 階の厨房設備を使用した場合は、使用後は必ずスイッチの切れているこ

とを確認すること

②冷蔵庫を長期保存庫として使用しない。食品衛生上から一ヶ月程度を限度とする。

(6) 冷暖房の使用

必要な場合、エアコンを使用することとし石油ストーブは廃止とする。

但し、使用料金は時間当たり100円とする。

(7) 物品(備品)の貸出

①事前に自治会長に連絡をとって、許可を得る。

②返還に際しては、自治会役員及び使用責任者のもとで数量を確認し合い、万一毀損・数量不足を生じた場合は、それ相当の弁償をする。

3. 自治会館の使用料

自治会員の使用は原則として無料とする。但し、自治会活動以外などの場合は、この限りではない。

(1) 自治会館使用料及び館外貸出し備品の各一日当りの使用料は次の通りとする。

記

1階集会室	1,500円	
2階洋室	1,000円	
2階和室	1,000円	

(2) 館外貸出し備品の使用料

テント(1張り)	テーブル(1卓)	椅子(20脚以下)
500円	100円	500円

椅子(21脚以上)	阿波踊り鳴り物	その他備品
1,000円	200円	100円

但し、自治会の各団体が行事のために持出し使用する場合無料とする。

(3) その他

上記以外の場合における使用料徴収の有無については、自治会長に一任するものとする。

(4) 使用料の納入

使用料は、使用責任者が使用后、速やかに会計責任者に納入するものとする。

#### 4. 自治会館の清掃

自治会第一回合同会議（原則4月）に各組毎で、自治会館の清掃について決めた分担表により実施する。

- (1) 原則として、毎月1回行う。
- (2) 清掃分担・範囲・方法は、その都度各組にて決めて実施する。

#### 5. 異常発生時の対応

- (1) 異常等が発生した場合は、速やかに自治会長又は地区自治会長・会計責任者に連絡する。不在の時は、発見場所に従って直接次の業者に連絡する。

①電気関係	東京電力	0465-81-6222
②水道関係	役場—上下水道課	0465-84-0319
③自治会内業者—建築	弓田建業	0465-83-6539
—電気	ユタカデンキ	0465-82-4502
④松田警察署吉田島駐在所		0465-82-0110 内線 535

#### 6. 付則

この規程は、平成18年9月1日より適用する。

一部改正、平成21年7月26日より施行する。

一部改正、平成31年4月1日より施行する。

# 下島自治会館使用報告書

下島自治会長 殿

年 月 日

使用団体名 \_\_\_\_\_

報告者氏名(使用責任者) \_\_\_\_\_

次の通り報告します

団体区分	無料	【有料	円】
使用目的		使用室名	
使用時間	: ~ :	使用人員	名
使用物品及び数量			
【確認事項】 <input type="checkbox"/> 枠に点検確認後○を記入してください。			
1. 使用後の後始末（机・椅子の整理、掃除機による掃除）			
2. 戸締り点検			
3. 忘れ物等の点検			
4. 火気（灰皿、厨房内）等の点検			
5. 照明・コンセントの点検			

(注) 使用後所定事項記入  
のうえ、鍵と一緒に提出して下さい。

\* 発生した空き缶、生ごみ等は全て必ず持ち帰ること。